

## ● 許可の有効期間 (規則第3条)

広告物等の種類		許可の有効期間
はり紙、ポスター		1月以内
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	1月以内
	その他のはり札	1年以内
立看板	木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	1月以内
	その他の立看板	1年以内
アーチを利用する広告物		3年以内
旗、のぼり、広告幕		1月以内
アドバルーン		1月以内
自動車を利用する広告物		1年以内
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物		1年以内
広告板、廣告塔		3年以内

## ● 許可申請手数料 (条例第49条)

広告物等の区分	単位	金額(円)	
はり紙又はポスター	50枚につき	380	
はり札等	10枚につき	380	
立看板等	1枚につき	380	
アーチ	1基につき	4,000	
広告旗、のぼり又は横断幕その他の広告幕	1枚につき	380	
アドバルーン	1個につき	2,000	
自動車に設置し、又は表示する広告物等	1個につき	1,150	
広告板等	表示面積が1平方メートル未満のもの	1個につき	760
	表示面積が1平方メートル以上2平方メートル未満のもの	1個につき	1,150
	表示面積が2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき	2,000
	表示面積が5平方メートル以上のもの	1個につき5平方メートルまでごとに	2,000
電柱類に表示し、又は設置する広告物等	1個につき1平方メートルまでごとに	380	

お問い合わせは

### 柏市 土木部 道路総務課

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号  
TEL: 04-7167-1299 FAX: 04-7160-1788  
E-mail: dorosomu@city.kashiwa.chiba.jp

# 柏市屋外広告物条例のしおり

屋外広告物は、わたしたちに情報を伝達するだけでなく、街を活気付ける役割を果たしており、街の景観を形成する重要な要素のひとつです。しかしながら、無秩序に掲出すると、街の景観が損なわれます。また、適正な設置・管理が行われないと、倒壊や落下などにより第三者に危害を及ぼすおそれも生じるため、一定のルールに基づいて掲出する必要があります。

そのため、柏市では、柏市屋外広告物条例により屋外広告物を掲出するためのルールを定めています。

※柏市屋外広告物の詳細については柏市HPをご確認ください。



## ● 屋外広告業の登録制度 (条例第30条、第43条)

● 柏市内で屋外広告業を営もうとする場合は、屋外広告業の登録が必要です。

柏市の区域内において屋外広告業を営もうとする場合は、あらかじめ登録が必要です。

また、広告物に関する法令の規定の遵守や広告物の表示・設置に関する安全確保などの業務を行うため、営業所ごとに一定の資格を有する業務主任者を選任しなければなりません。

なお、千葉県知事の登録を受けている方については、届出をすることにより、柏市内で屋外広告業を営むことができる特例制度があります。

## ● 屋外広告物とは (屋外広告物法第2条第1項)

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示されるもので、文字に限らず、商標、写真、絵画なども屋外広告物に該当します。また、内容が営利を目的としないものも含まれます。

### ■ 屋外広告物の代表的な例

- ・壁面広告
- ・突出し広告
- ・屋上広告
- ・独立広告物
- ・はり紙、ポスター
- ・広告幕
- ・立看板
- ・アーチ
- ・旗、のぼり
- ・アドバルーン
- ・車体広告
- ・電柱広告

## ● 禁止広告物 (条例第5条)

次のような広告物は掲出できません。

- ①著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤交通の安全を妨げるおそれがあるもの

## ● 禁止物件 (条例第6条)

次の物件には広告物を掲出できません。

- ①橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造物、道路の分離帯
- ②道路の石垣、擁壁その他これらに類するもの
- ③街路樹、路傍樹
- ④信号機、道路標識及び道路の防護さく並びにこれらに類するもの
- ⑤電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- ⑥消火栓、火災報知器、望楼及び警鐘台
- ⑦郵便ポスト、公衆電話ボックス及び路上変電塔
- ⑧送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔
- ⑨煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するタンク
- ⑩銅像、記念碑その他これらに類するもの

## ● 違反に対する措置 (条例第21条、第51条～第53条)

屋外広告物条例に違反する行為を行った場合、除却などの措置命令や罰金・過料を科せられる場合があります。

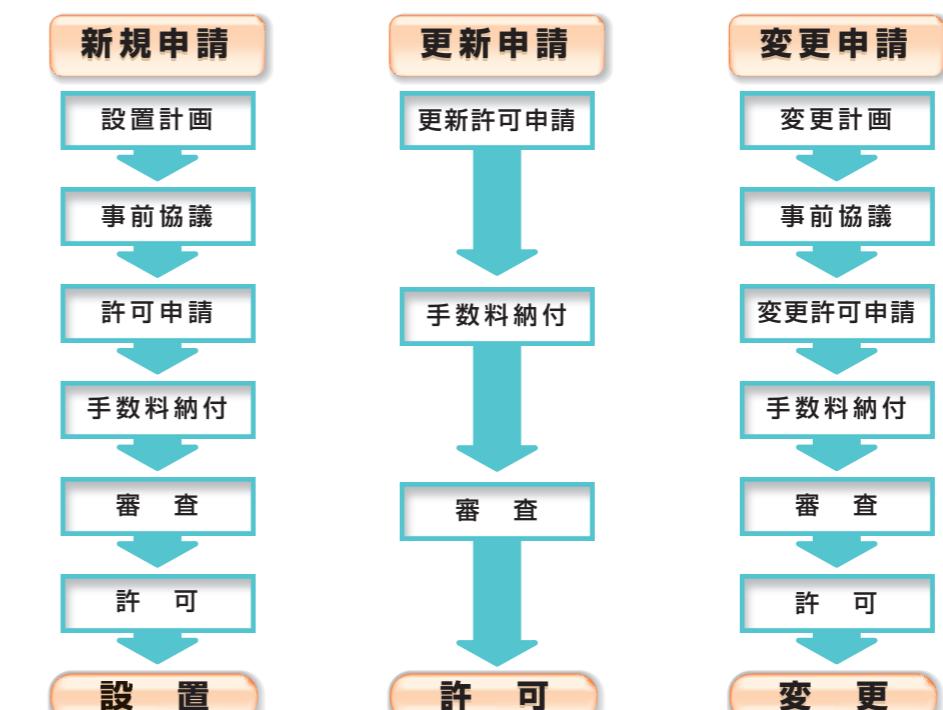
## ● 注意事項

大規模な広告物については、建築基準法に基づく工作物の確認申請や柏市景観まちづくり条例に基づく届出が必要となります。また、広告物が通路の上空を占用する場合は、各道路管理者の道路占用許可を受ける必要があります。

## ● 許可申請 (条例第8条)

広告物を掲出する場合は、一部の広告物を除き、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

### ■ 手続きの流れ



### ■ 許可申請等に必要な書類

区分	様式	添付書類					
		案内図	形状・寸法等に関する図面	意匠図	所有者等の承諾書等	カラー写真	安全点検報告書
新規申請するとき	屋外広告物等表示(設置)許可申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
更新申請するとき	屋外広告物等表示(設置)許可更新申請書	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
表示内容を変更するとき	屋外広告物等変更(改造)許可申請書	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			
規模を変更するとき		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
広告物を除却したとき	屋外広告物等除却(滅失)届	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
広告物が滅失したとき		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	

## 適用除外広告物（条例第14条、規則第13条）

日常生活を営む上で必要最低限の広告物については、禁止物件や許可の適用が除外されます。

### ■許可不要で禁止物件を含む全ての場所で掲出できる広告物

- ①法令に基づき掲出するもの
- ②国又は地方公共団体が公共的目的をもって掲出するもの

### ■許可不要で禁止物件以外の場所及び一部の禁止物件（電柱、街灯柱等）に提出できる広告物

- ①公職選挙法によるポスター等
- ②冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置するもの
- ③講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に掲出するもの
- ④政治活動、労働運動、宗教活動、報道等の営利を目的としない活動のため一時的に掲出するもの

### ■許可不要で禁止物件以外の場所に掲出できる広告物

- ①地方公共団体が設置する掲示板に表示するもの
- ②人、動物、車両（自動車を除く）、船舶等に掲出するもの

### ■別に定める基準を満たすことにより許可不要で禁止物件以外の場所に掲出できる広告物

- ①自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出するもの
- ②公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの
- ③自己の氏名、名称、商標等を自己の事業所、作業所等に掲出するもの
- ④自動車に掲出するもの
- ⑤工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示するもの
- ⑥町会、自治会等が掲出するもの

自家用広告物の適用除外については、掲出する広告物の種類ごとの基準に適合しており、1つの住居又は事業所、作業場等に表示し、又は設置するすべての広告物の表示面積の合計が、第1種規制地域及び第2種規制地域は15m<sup>2</sup>以下。第3種規制地域及び第4種規制地域は20m<sup>2</sup>以下であれば適用除外としています。

※条例第14条

## 地域区分（条例第7条）

柏市では市内を4つの地域に区分し、それぞれの地域ごとに基準を設けています。

柏市HPの「都市計画情報配信サービス」で、掲出予定の住所の用途地域をご確認下さい。

用途地域	用途地域に関係なく該当する区域	地域区分	表示面積の上限
風致地区・特別緑地保全地区・生産緑地地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・千葉県又は柏市指定文化財及びその周囲50m以内の区域</li><li>・公園、緑地、墓地、古墳等及びこれらの周囲50m以内の区域</li><li>・河川及びこれらの周囲50m以内の区域</li><li>・千葉県印旛手賀沼自然公園特別地域</li><li>・県立柏の葉公園及びその周辺区域 等</li></ul>	第1種規制地域	20m <sup>2</sup>
第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・常磐自動車道、新大利根橋有料道路の市内全区間及びその両側の路端から側方へ500m以内の区域で道路から展望できる区域</li></ul>	第2種規制地域	30m <sup>2</sup>
第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地区・市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・国道の両側の路端から側方へ50m以内の区域</li></ul>	第3種規制地域	200m <sup>2</sup>
第1種規制地域から第3種規制地域以外の区域 (商業地域や工業地域など)	――	第4種規制地域	上限なし

## ○ 屋外広告物の景観誘導について

柏らしさ・地域らしさを活かした良好な景観の形成を図るために「柏市景観計画」を策定しています。屋外広告物は、景観形成上重要な要素であることから、地域ごとの特性にふさわしい屋外広告物の基準を「柏市景観計画」の地域別景観形成ガイドラインに定めるとともに、広告物の表示面積の2分の1以上を占める色彩の基準を定めています。

※下記の(P○○)は「柏市景観計画」の掲載ページです。

詳細は柏市HPをご参照下さい。

### <地域景観形成ガイドラインの広告物・サインの基準>

#### ○自然・田園系地域

- 店舗や、夜間照明、サイン・オブジェ等の要素は、自然・田園景観を損ねない落ち着いたデザインとする。(P56)

#### ○住宅系地域

- 店舗や、夜間照明、サイン・オブジェ等の要素は、住宅地景観と調和した落ち着いたデザインとする。(P73)

#### ○商業系地域

- 柏市の顔にふさわしく、個性の中にも秩序ある商業地景観を創出する。(P78)
- 周辺の住宅地景観への気遣いが感じられるデザインとする。(P81)
- まち並みに配慮した色彩とする。(P87)

#### ○沿道系地域

- サイン、夜間照明、オブジェ等の演出要素は、景観を損ねないように配慮する。(P93、94)
- まち並みに配慮した色彩とする。(P95)
- シンプルで一体的な施設デザインとする。(P98)
- さりげない個性の演出により優れた沿道景観を形成する。(P99)

#### ○工業系地域

- 親しみやすい施設デザインの工夫をする。(P108、109)

### <屋外広告物の色彩の基準>

広告物の表示面積（商標法による登録商標の部分を除く<sup>※1</sup>）の2分の1以上の面積の色彩は、マンセル表色系で以下に適合するようにしてください。(P132)

色 相	R (赤) Y R (橙) Y (黄)	G Y (黄緑) G (緑)	B G (青緑) B (青) P B (青紫)	R P (赤紫) P (紫)	N(無彩色)
明 度					
彩 度		10 以下	8 以下	6 以下	

※1 登録商標の番号を明記してください。

### <重点地区での屋外広告物の考え方>

重点地区内で屋外広告物の設置や表示、色彩の変更などをする際は、手続きが必要となります。

詳しくは各重点地区的景観形成基準をご確認ください。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ・柏の葉キャンパス駅周辺景観重点地区 | ・柏の葉2号調整池周辺景観重点地区 |
| ・柏の葉一丁目景観重点地区      | ・柏の葉三丁目第二景観重点地区   |
| ・柏の葉三丁目景観重点地区      |                   |

内容のお問い合わせは 柏市 都市計画課 まちづくりデザイン担当  
TEL 04 (7167) 1144 (直通)

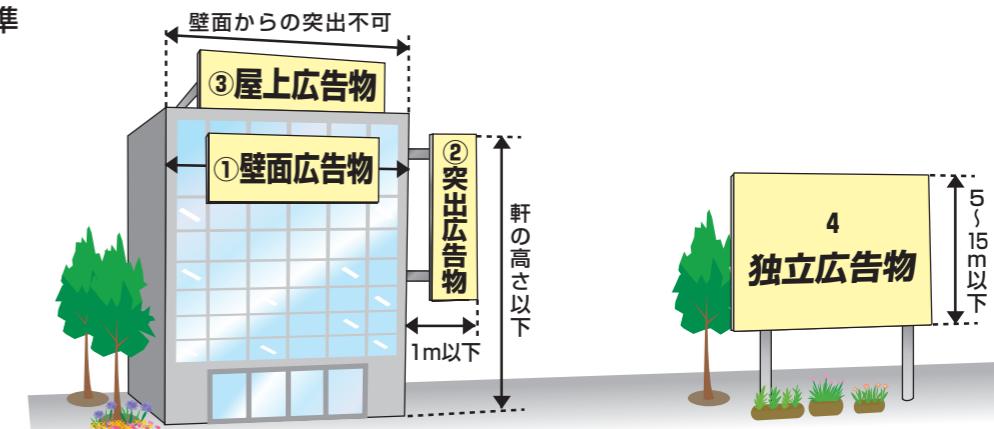
## ○ 許可の基準 (条例第9条、規則第5条)

広告物を掲出する地域及び広告物の種類によって次のとおり制限があります。

#### ○共通基準

- 地色に黒色又は原色を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと（登録商標は除きます。）。
- 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないこと。
- 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。

#### ○個別基準



#### ① 壁面広告物

区分	第一種規制地域	第二種規制地域	第三種規制地域	第四種規制地域
総表示面積	1壁面につきその壁面面積の1/5以下で、かつ5m <sup>2</sup> (軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10m <sup>2</sup> )以下		1壁面につきその壁面面積の1/5以下	

#### ② 突出広告物

区分	第一種規制地域	第二種規制地域	第三種規制地域	第四種規制地域
一表示面積	3m <sup>2</sup> 以下		面積の規制なし	
表示個数	1壁面につき1事業所当たり1個		個数の規制なし	

#### ③ 屋上広告物

区分	第一種規制地域	第二種規制地域	第三種規制地域	第四種規制地域
一表示面積	設置不可	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の1/5以下で、かつ5m <sup>2</sup> (軒の高さが7mを超える建築物にあっては、10m <sup>2</sup> )以下	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の1/5以下で、かつ50m <sup>2</sup> 以下	広告物等の向いている方向からの壁面の最大投影面積の1/5以下
上端の高さ	設置不可	軒の高さの4/3以下	軒の高さの5/3以下	

#### ④ 独立広告物

区分	第一種規制地域	第二種規制地域	第三種規制地域	第四種規制地域
一表示面積	3m <sup>2</sup> 以下	3m <sup>2</sup> 以下	15m <sup>2</sup> 以下	30m <sup>2</sup> 以下
上端の高さ	5m以下	7m以下	13m以下	15m以下

※他の広告物等との間の距離は、5メートル以上であること。

#### ⑤ その他の広告物

その他の広告物の個別基準については、担当にお尋ねください。